

広島県訓令第八号

本 庁  
地 方 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令（昭和五十九年広島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 削除

第九条中「農林水産局農業技術課に所属する職員（職員の職の設置に関する規則第三条第二項の規定により置かれる農業技術担当監の職にあるものに限る。）」を「農林水産局農業技術課長の職にある職員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。